

## 第21回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和5年1月6日（金） 14:25～15:40
項 目	介護保険・国民健康保険・予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価 について（公開審議）
出 席 者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、神原委員、川島委員 介護保険課 東郷課長、吉川係長、藤原主査 保険年金課 世利課長、大山係長 感染症医療政策課 梅田課長、溝口係長、森永主任
事 務 局	総務局文書館 花本館長、芦屋係長、林主査
傍 聴 人	0人
内 容	

介護保険・国民健康保険・予防接種に関する事務について  
（感染症医療政策課）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、特定個人情報保有する事務については、特定個人情報保護評価が義務付けられています。

従来から、介護保険・国民健康保険・予防接種の事務においてはマイナンバーを利用するため、既に特定個人情報保護評価（対象者が30万人を超えるため全項目評価）を実施しております。

今回、口座登録法に基づく公金受取口座登録制度の運用開始にあたり、これらの事務において、新たな特定個人情報の取扱いが生じ、評価の再実施が必要となったため、基礎項目評価書及び全項目評価書を公表し、市民意見を求めるためのパブリックコメントを実施したものでございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、令和4年11月15日から12月14日までの募集期間中に、寄せられたご意見はありませんでした。

次に「1 特定個人情報保護評価」について説明します。

特定個人情報保護評価は、国の行政機関や地方公共団体が特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測したうえで、個人情報の漏洩等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するものです。

次に「2 評価の目的について」説明します。

本評価は、個人のプライバシー等の権利侵害を未然に防止し、国民、住民の信頼を確保するために実施します。

次に「3 特定個人情報の取扱いの変更点」についてでございます。

資料では、（1）介護保険、（2）国民健康保険、（3）予防接種それぞれについて記載しておりますが、個別の説明については割愛させていただきます。

いずれの制度におきましても、対象者等のうち、希望する方は、還付金や給付金等の受取

について、マイナンバーカード取得後に登録した公金受取口座の利用が可能となることから、各制度において保有する特定個人情報が増加するものでございます。

次に、「4 特定個人情報保護評価書の主な変更内容」についてです。

今回、変更点といたしましては、評価書の基本情報、特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に、公金受取口座の利用に係る事項を追加しております。

また、リスク対策としては、

- ①申請情報については窓口担当部署の職員による受付、事務担当部署職員による郵送受付等、限定した部署で直接入手することで、目的外の取取を防止する。
- ②特定個人情報が記載された申請書類等は、漏洩、紛失を防止するため、入力及び照合後は施錠可能な場所に保管する。
- ③公金振込口座情報等のあて名システム等で管理する特定個人情報は利用する業務システムごとにアクセス制御を引き続き行なう。
- ④アクセス権限を有していた職員が異動・退職した場合、業務上各システムへのアクセスが不要となったIDやアクセス権限の変更削除の手続きを引き続き速やかに行う。

などを行うこととしております。

最後に「5 特定個人情報保護評価実施スケジュール」についてです。

令和4年11月15日から令和4年12月14日までの間パブリックコメントを実施いたしました。本庁保健福祉局 介護保険課、保険年金課、感染症医療政策課、広報室広聴課及び各区役所総務企画課・出張所と市のホームページにて、全項目評価書を配布・掲載しました。パブリックコメントを実施することについては、市政だより11月15日号にも掲載いたしました。

その結果は、冒頭でも申し上げたとおり、期間中に寄せられた意見は、ありませんでした。そのため、今回のパブリックコメントによる評価書の修正はございません。

パブリックコメント後の手続きとして、北九州市個人情報保護審査会の委員の皆様には「特定個人情報保護評価書」の諮問をお願いしているところです。

その後、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、内閣総理大臣が所管する行政委員会である「個人情報保護委員会」に評価書を提出し、市のホームページに掲載し、公表いたします。

#### 質疑応答

- (審査会委員) 前提として、全項目評価書に今回追加された項目の該当ページはどこか。
- (感染症医療政策課) 全項目評価書のP64が今回の変更点としてまとめている。
- (保険年金課) 全項目評価書のP55、56が今回の変更点としてまとめている。
- (介護保険課) 全項目評価書のP48～51が今回の変更点としてまとめている。
- (審査会委員) 言葉の定義について。国民健康保険の資格証明書と被保険者証はイコールとってよいか。

- (保険年金課) 「被保険者証」はいわゆる保険証のこと。「資格証明書」は国民健康保険の被保険者資格を証明するもので、滞納等の理由で給付を差し止める場合等に交付される被保険者証の一種となる。医療機関等に「資格証明書」を持っていった場合、通常は2割または3割の自己負担分を窓口で払うところ、10割全額を負担してもらうことになる。何もなければ無保険ということで自由診療となるが、そうではないということを示すためのものが「資格証明書」。
- (審査会委員) 公金受取口座を届け出るということは、本人の希望があるということか。公金受取口座の登録と利用の意思表示は別のものになる。
- (保険年金課) 登録については、スマホなどを使ってマイナポータルから任意の口座を登録することで完了する。  
利用の意思表示は、公金振込先として公金受取口座を利用するのかその他口座を利用するのか選択肢の中で、利用者に示していただくもの。例えば国民健康保険関連で、医療費の自己負担額が高額となり限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度があるが、その振込先として公金受取口座を指定する場合は申請書にてその意思表示をしていただき、その他口座を希望する場合は具体的に口座情報を記入していただくこととなる。
- (審査会委員) 公金受取口座の情報はどこに紐づき保存されるものか。
- (介護保険課) マイナンバーに紐づくこととなる。
- (審査会委員) 既存のシステムに変更はないのか。
- (介護保険課) 変更はない。
- (審査会委員) 他のシステムとの連携のところで、「情報提供ネットワークシステム」と出てくるがこれはどういったシステムか。また、「庁内連携システム」とはどういったシステムか。
- (保険年金課) 「庁内連携システム」は国保や介護など庁内の業務システム間で情報連携を行うシステム。  
「情報提供ネットワークシステム」は他自治体等との情報連携を行うシステムで、例えば市外から転入してきた住民について、国民健康保険の保険料の算定に必要な税務情報等を取得する際などに利用する。
- (審査会委員) 公金受取口座の情報は、市の業務システムの中に入っていて、市民から申請されたらその書類にも書かれていて、システムと紙と両方の管理が問題になると考えてよいか。
- (保険年金課) 公金受取口座利用の場合、申請書類に口座情報を記入する必要はなく、公金受取口座を利用するという意思表示をしていただくことになる。意思表示があった場合、情報提供ネットワークシステム経由で公金受取口座の情報を取得し、振込先として管理する。紙とシステムの両方に公金

受取口座の情報があるというわけではない。

- (審査会委員) 市民の方が公金受取口座利用の意思表示を行う場合、申請書上でチェックをするだけで、具体的に口座情報を書かなくてよいのであれば、リスク対策でどうして紙の管理まで必要なのか。
- (保険年金課) 申請書には公金受取口座の情報は書かないが、マイナンバーを記入するため管理が必要となる。
- (審査会委員) ネットワークで、既存のシステムは対象か。
- (保険年金課) 従来は紙ベースで口座情報を取得していた。情報提供ネットワークシステムを利用して、マイナンバーと紐づいた公金受取口座の情報を取得するのは、今回からとなる。
- (審査会委員) 公金受取口座に給付金を銀行振込することで、公金受取口座が銀行に漏れるのでは。それに対する申請者の同意は前提なのか。銀行の漏れに対するセキュリティは。
- (介護保険課) 市としては、本人の意思に基づき、公金受取口座情報を取得するが、振込依頼時には、銀行に対してあくまで振込先としての情報のみを提供するため、銀行はその口座が公金受取口座であるかどうか分からない。
- (審査会委員) 予防接種の P50 その他リスク対策で監査、リスク対策を十分に行っているとのことだが、現時点での自己点検や監査の実施状況と実施結果についてわかるのであれば教えて欲しい。同じように国民健康保険と介護保険も、自己点検と監査について具体的な実施と結果について、問題がないのかを教えて欲しい。
- (感染症医療政策課) 中間サーバプラットフォームは国の管理で実績等は持ち合わせていない。新型コロナ等で情報をシステムから取り出した等の履歴については実施の都度に記録し、3カ月に1回の所属長報告を実施している。
- (保険年金課) 中間サーバに関しては予防接種業務と同様。国保システムに関しては、実務は区役所国保年金課で実施している。マイナンバーを使用するものに関わらず、全てアクセスログを取っており、万一事故等があった場合は原因と作業者を確認できるようにしている。窓口業務を委託している区もあるが、委託業者を含め全職員に対して研修を実施している。
- (審査会委員) 日常的に担当課が行うものは自己点検。監査とは第三者が点検するもの。また中間サーバは国の管理ならここに書く必要がないのではないか。
- (保険年金課) 自己点検は、異動時期に年1回実施するほか、担当者への入れ替わり等に合わせて不定期に実施している。情報セキュリティ監査はデジタル市役所推進室で実施している。時期については、手持ち資料を持ち合わせておらず、この場では回答できないとのことでご了承いただきたい。
- (介護保険課) 国民健康保険と同様の自己点検を実施している他、監査として、職員の出勤状況とアクセスログを比較分析するなどを行っている。

- (感染症医療政策課) 情報セキュリティの監査においては、本市の基幹システムを統括しているデジタル市役所推進室で、システムの専門家に委託して毎年複数のシステムを対象に監査を行っている。すべてのシステムが毎年ではなく、年にいくつかのシステムをピックアップして実施しているが、監査の頻度まではわからない。
- (審査会委員) 先ほどの介護保険の監査のところだが、業務所管部署において行っているのは監査にならず、自己点検では。
- (介護保険課) 感染症医療政策課から申し上げた、デジタル市役所推進室が行っている監査の中に、介護保険も含まれている。
- (審査会委員) パブリックコメントについて、どの程度の情報提供を市民に提示して実施しているのか、わかれば教えてもらいたい。
- (感染症医療政策課) 3課まとめて実施したが、それぞれの所管のHPに全項目評価書をすべて掲載した。各区役所・出張所の窓口には、希望者が持ち帰りできるよう業務ごとに3冊ずつの全項目評価書を置き、区役所・広聴課には市民からの問い合わせがあった場合の連絡体制をとった。
- (審査会委員) パブリックコメントを募集するときの文章の中に、市としてはこういう施策を考えている、というところをどの程度説明したのか知りたい。
- (介護保険課) 「公金受取口座登録制度の運用開始にあたり、特定個人情報保護評価の再評価を行うことになった」旨を記載し、パブリックコメントを実施した。
- (審査会委員) 今回の件で意見は出ていないが、今後の実施の際は検討してもらいたい。パブリックコメントが実施されたということは承知した。
- (感染症医療政策課) ホームページに評価書を載せる際、今後給付金受け取りの際に公金受取口座の利用が可能となることに関する全項目評価書の変更で意見を募集する、と記載した。  
今後はもっとわかりやすい形で説明したいと思う。
- (審査会委員) 国民健康保険のP49、サイバー教育の方法が未定なのは。
- (保険年金課) 国の指導もあり、毎年年末に研修を実施している。年1回でやっている。集合研修やオンライン研修など具体的に記入することを検討する。
- (審査会委員) 教育方法を具体的に書いた方が良い。  
マイナンバーカードが保険証と一体化することで、医療機関の方で、患者情報にアクセスすることになるが、その点について行政は関与しないのか。
- (保険年金課) 国からマイナ保険証に移行することについて、正式な通知等はなされていない。今回の公金受取口座の利用とは別の話ではあるが、国からの通知が届き必要な対応があれば行う。
- (審査会委員) 予防接種P47で、他業務と違い情報提供ネットワークに接続しないのは

なぜか。

- (感染症医療政策課) 健康被害救済制度の給付金が非常にレアなケースで、年に10件くらいしかない。そのため情報のやりとりは紙で、データでは行っていない。
- (審査会委員) 国民健康保険 P29 の特定個人情報の保管・消去に関して、保管期間が定められていないが明確にしたほうがいいのでは。
- (保険年金課) 全項目評価書にも記載のとおり、保険料の賦課や給付等の業務ごとに徴収権、請求権の消滅時効があり、それぞれ必要とされる期間を満たす範囲で保管することとしている。そのため「定められていない」という記載にしているが、適切でなければ記載方法を検討する。
- (審査会委員) 死者に関する情報が残る。  
①死者について書く必要があるのか。  
②延々保管するのか。
- (保険年金課) 死亡により国民健康保険の資格は喪失しても、給付を受ける権利が存する期間は保有する必要がある。死者に限らず、必要のなくなったデータについては、定期的に消去している。
- (感染症医療政策課) P17 のように因果関係が後から判明する可能性があるため残すが、マイナンバー等の特定個人情報は保存していない。
- (審査会委員) 国民健康保険は保管年限が定められていない。  
業務ごとに年数が違うから定めることが難しいということなのか、法令で決まっていないので議論する機会がなかったということなのか、どちらが理由か。
- (保険年金課) 業務ごとに保管期限が異なっているため、関係法令をみながら必要な範囲で保管している。

意見聴取終了

- (審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。